

特定最低賃金周知広報用例文等

○広報誌等にご掲載願います。

○ご希望がございましたら、本例文のデータを提供いたしますので、ご連絡ください。

【例1】

長野県 特定（産業別）最低賃金のお知らせ

最低賃金制度は、最低賃金法に基づき、使用者は、その金額以上の賃金を労働者に支払わなければならないとされている制度です。

今般、長野県地域最低賃金の改正に続いて、長野県内の特定の産業で働く労働者に適用される「特定（産業別）最低賃金」が以下のとおり改正されました。

なお、適用業種等の詳細については、長野労働局ホームページでご確認ください。

【対象業種】	【時間額 (令和4年改正額)】	【発効年月日】
計量器・測定器等製造業	983円 (945円)	令和5年12月24日
はん用機械器具等製造業	994円 (956円)	令和5年12月20日
各種商品小売業	950円 (910円)	令和5年12月31日
※長野県地域最低賃金	948円 (908円)	令和5年10月 1日

【お問い合わせ先】

長野労働局労働基準部賃金室 (☎026-223-0555)
または最寄りの労働基準監督署へ



【例2】

必ずチェック！長野県の最低賃金

	種類	時間額 (令和4年改正額)	発効年月日
地域別	長野県最低賃金	948円 (908円)	令和5年10月1日
産業別	計量器・測定器等製造業	983円 (945円)	令和5年12月24日
	はん用機械器具等製造業	994円 (956円)	令和5年12月20日
	各種商品小売業	950円 (910円)	令和5年12月31日
※印刷、製版業最低賃金は長野県最低賃金を下回っているため、長野県最低賃金948円が適用されます。			

ご不明な点は、長野労働局労働基準部賃金室 (☎026-223-0555) まで